

JIS

UDC 621.316.925.4.014.6

C 8374

漏 電 継 電 器

JIS C 8374-1991

(2002 確認)

(2008 確認)

平成 3 年 10 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

電気部会 低圧開閉器専門委員会 構成表 (昭和56年1月15日制定のとき)

	氏名	所属
(委員長)	田 辺 隆 治	千葉大学
	田 中 達 雄	通商産業省機械情報産業局
	松 田 泰	通商産業省資源エネルギー庁
	福 本 道 彦	建設省
	田 村 修 二	工業技術院標準部
	渡 辺 幸 次	財団法人日本電気用品試験所
	老 田 他四郎	社団法人日本電気協会
	柳 壮 二	電気保安協会
	高 橋 恭 介	関東電気工事株式会社
	大 森 容 史	中部電力株式会社
	山 田 省 司	関西電力株式会社
	石 山 壮 爾	社団法人日本電設工業協会
	七 尾 英 敏	株式会社共立設計
	北 口 三 郎	全日本電気工事業工業組合連合会
	本 田 駒 三	日本配線器具工業会
	阿 部 研 一	富士電機製造株式会社
	武 田 克 己	三菱電機株式会社
	木 本 清 治	テンパール工業株式会社
	宮 内 正 夫	社団法人日本電機工業会
	樋 口 覚	松下電工株式会社
	飯 田 昌 史	東京芝浦電気株式会社
(事務局)	田 島 政 男	工業技術院標準部電気規格課
	宮 川 清 孝	工業技術院標準部電気規格課
(事務局)	坂 本 満	工業技術院標準部電気規格課 (平成3年10月1日改正のとき)
	斎 藤 充	工業技術院標準部電気規格課 (平成3年10月1日改正のとき)

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 56.1.15 改正：平成 3.10.1 確認：平成 9. 2. 20

官 報 公 示：平成 9. 2. 20

原案作成協力者：社団法人 日本電機工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会 (部会長 増田 閃一)

審議専門委員会：低圧開閉器専門委員会 (委員長 田辺 隆治) (昭和 56 年 1 月 15 日制定のとき)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課(☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目3-1) へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正 又は 廃止されます。

漏 電 継 電 器

C 8374-1991

(1997 確認)

Residual current sensing and relaying equipment

1. 適用範囲 この規格は、周波数50 Hz又は60 Hzの交流600 V以下の電路に使用する定格電流2 500 A以下の、電流動作形漏電継電器（以下、継電器という。）について規定する。

ここにいう継電器とは、零相変流器又は差動式変流器（以下、零相変流器という。）と制御部とを一体に組み立てたもの、及び零相変流器と制御部を分離して取り付けるものにあつてはそれらを組み合わせたものであつて、ブザーなどの警報装置をもつものにあつては、警報装置を除いた部分をいう。

なお、過負荷保護、欠相保護を兼ねた継電器、JIS C 8371で規定する漏電しゃ断器及び日本消防検定協会で行われる漏電火災警報器については、この規格を適用しない。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS C 0911 小形電気機器の振動試験方法

JIS C 0912 小形電気機器の衝撃試験方法

JIS C 8306 配線器具の試験方法

JIS C 8371 漏電しゃ断器

JIS K 8116 塩化アンモニウム（試薬）

JIS K 8576 水酸化ナトリウム（試薬）

2. この規格の中で、{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであつて参考値である。

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 電流動作形漏電継電器 地絡電流を零相変流器によって検出し、動作する継電器。
- (2) 高速形漏電継電器 定格感度電流における動作時間が0.1秒以内の継電器。
- (3) 時延形漏電継電器 定格感度電流における動作時間が0.1秒を超え2秒以内の継電器。
- (4) 反限時形漏電継電器 定格感度電流における動作時間が0.2秒を超え1秒以内、定格感度電流の1.4倍における動作時間が、0.1秒を超え0.5秒以内、定格感度電流の4.4倍における動作時間が0.05秒以内の継電器。
- (5) 高感度形漏電継電器 定格感度電流が30 mA以下の継電器。
- (6) 中感度形漏電継電器 定格感度電流が30 mAを超え1 000 mA以下の継電器。
- (7) 低感度形漏電継電器 定格感度電流が1 Aを超え20 A以下の継電器。
- (8) 定格電流 零相変流器の一次側に電流を通じたとき、電氣的・機械的に支障を生じない一次側の電流値であつて、継電器に表示された値。
貫通式の継電器にあつては、一次側に貫通させ得る太さの等しい600 Vビニル絶縁電線3本の金属管内の許容電流より大きくない定格電流の標準値をいう。ただし、貫通式零相変流器に使用すべき電線の線種、太さ及び定格電流を継電器に表示する場合は、表示値による。
- (9) 感度電流 零相変流器の一次側の1極に電流を通じ、この電流を徐々に増加させ、継電器が動作したときの電流値。
- (10) 定格感度電流 所定の条件⁽¹⁾において、零相変流器の一次側の地絡電流によって、継電器が必ず動作をする